

一般社団法人 全日本テコンドー協会 直轄会員管理規程

(目的)

第1条 この規程は、異種競技からテコンドー競技者及び指導者を募集し、テコンドー競技の普及及び発展に資するため、定款第57条の規定に基づき、当法人の直轄会員の管理のために必要な事項を定める。

(直轄会員の定義)

第2条 この規程において、直轄会員とは、定款第40条の加盟団体（以下、「加盟団体」という。）又は定款第48条の準加盟団体（以下、「準加盟団体」という。）に所属していない者であって、テコンドーを行っている者又はテコンドーの指導を行っている者をいう。

(直轄会員の資格の取得)

第3条 直轄会員となろうとする者はその旨を当法人に申し出て理事会の承認を得なければならない。

2 前項の申し出をしようとする者は、当法人所定の申請書に必要な書類を提出しなければならない。

3 当法人は、第1項の理事会承認を受ける前に、前項の書類審査を行い、必要に応じてテコンドーの技能試験を実施することがある。

4 理事会は、書類審査及び技能試験の結果を踏まえて承認の可否を決定する。

(直轄会員の拒否事由)

第4条 直轄会員となろうとする者が、過去に加盟団体又は準加盟団体に所属しており任意に退会した者である場合、理事会は、退会后3年を経過するまでは前項の承認をすることができない。

(直轄会員の地位)

第5条 前条第1項に基づき入会が承認された直轄会員は、会費の額を除き、定款第5条第1項の個人会員の地位を取得する。

(会費)

第6条 直轄会員の会費は年額12,000円とする。

2 納入された入会金及び会費は、会員規程第4条第8項を準用する。

(直轄会員の管理)

第7条 直轄会員の管理は、総務委員会の所管とする。

- 2 総務委員会は、直轄会員が加盟団体又は準加盟団体の管轄にある会員に比べて不利益を被ることのないように直轄会員を管理しなければならない。
- 3 事務局は、総務委員会が行う前項の直轄会員の管理のために必要な事務を行うものとする。

(直轄会員の昇段及び昇品)

第8条 段位又は品位の審査を希望する直轄会員は、総務委員会に申請する。

- 2 段位又は品位の審査の実施及び当該審査の結果の連絡は、昇段昇級委員会が行うものとする。
- 3 事務局は、前2項の審査の申請、審査の実施及び審査の結果の連絡のために必要な事務を行うものとする。
- 4 直轄会員が段位及び品位の審査に際して支払う審査料は、当該直轄会員から当法人に直接支払うものとする。

(練習場所・指導者の紹介)

第9条 直轄会員に練習場所がなく、又はは指導者がいない場合、総務委員会がこれらを紹介する。この場合、練習場所の賃料、指導者に対する謝金など必要な費用は当該直轄会員の負担とする。

(直轄会員の大会参加)

第10条 直轄会員は、当法人が主催する大会に参加しようとする場合には、当法人に対して直接参加手続き等を行うものとする。

(大会参加の際のセコンドの紹介)

第11条 直轄会員が大会参加に際してセコンドが不在の場合には、総務委員会がセコンドを紹介する。この場合、セコンドの日当その他必要な費用は当該直轄会員の負担とする。

(加盟団体・準加盟団体への移行)

第12条 当法人は、直轄会員について、入会后3年を目処に、当該直轄会員が活動拠点とする場所を管轄する加盟団体又は準加盟団体の会員（当該場所に加盟団体又は準加盟団体が存在しない場合は近隣の加盟団体・準加盟団体。）となるように関係各所と調整を行うよう努めるものとする。

(運用のために必要な細則)

第13条 本規程の運用のために必要な細則は、理事会が定めるものとする。

附則〔平成27年12月8日制定〕

- 1 平成27年12月8日の平成27年度第8回理事会において承認されたこの規程は、同日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年12月8日から行う直轄会員の管理について適用し、同日前の直轄会員の管理に関しては、なお従前の例による。

附則〔平成28年8月6日改正〕

平成28年8月6日開催の理事会において承認された第2条、第5条から第7条の改正は、同日から施行する。

附則〔平成30年6月9日改正〕

平成30年6月9日開催の臨時理事会において承認された第1条から第13条の改正は、平成30年7月1日から施行する。